平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率等について

1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

○　平成19年6月に成立・公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会へ報告し、住民へ公表することが義務付けられました。
○　また、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会へ報告し、住民へ公表することが義務付けられています。

① 実質赤字比率（※2）
② 連結実質赤字比率(※3)
③ 実質公債費比率(※4)
④ 将来負担比率（※5）
⑤ 資金不足比率(※6)

} **健全化判断比率**※1

○　健全化判断比率については、比率のうちいずれか一つでも「早期健全化基準（※7）」以上となった場合（財政運営上のイエローカード）は、財政健全化計画を策定し、**自主的な改善努力による財政健全化**を行うこととされています。
　また、比率のうちいずれか一つでも「財政再生基準（※8）」以上となった場合(財政運営上のレッドカード)は、財政再生計画を策定し、**国等の関与による確実な再生**に取り組むこととされています。
○　公営企業の資金不足比率については、各会計単位で「経営健全化基準(※9)」以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、**自主的な改善努力による経営健全化**を行うこととされています。

平成 28 年度決算において、本市の指標ではすべて、早期健全化基準以下となりました。

※用語については、【用語説明】を参照してください。

2. 鳥取市の健全化法上の会計区分(対象範囲)

健全化法上、鳥取市の会計は一般会計と15の特別会計、4つの企業会計で構成されます。

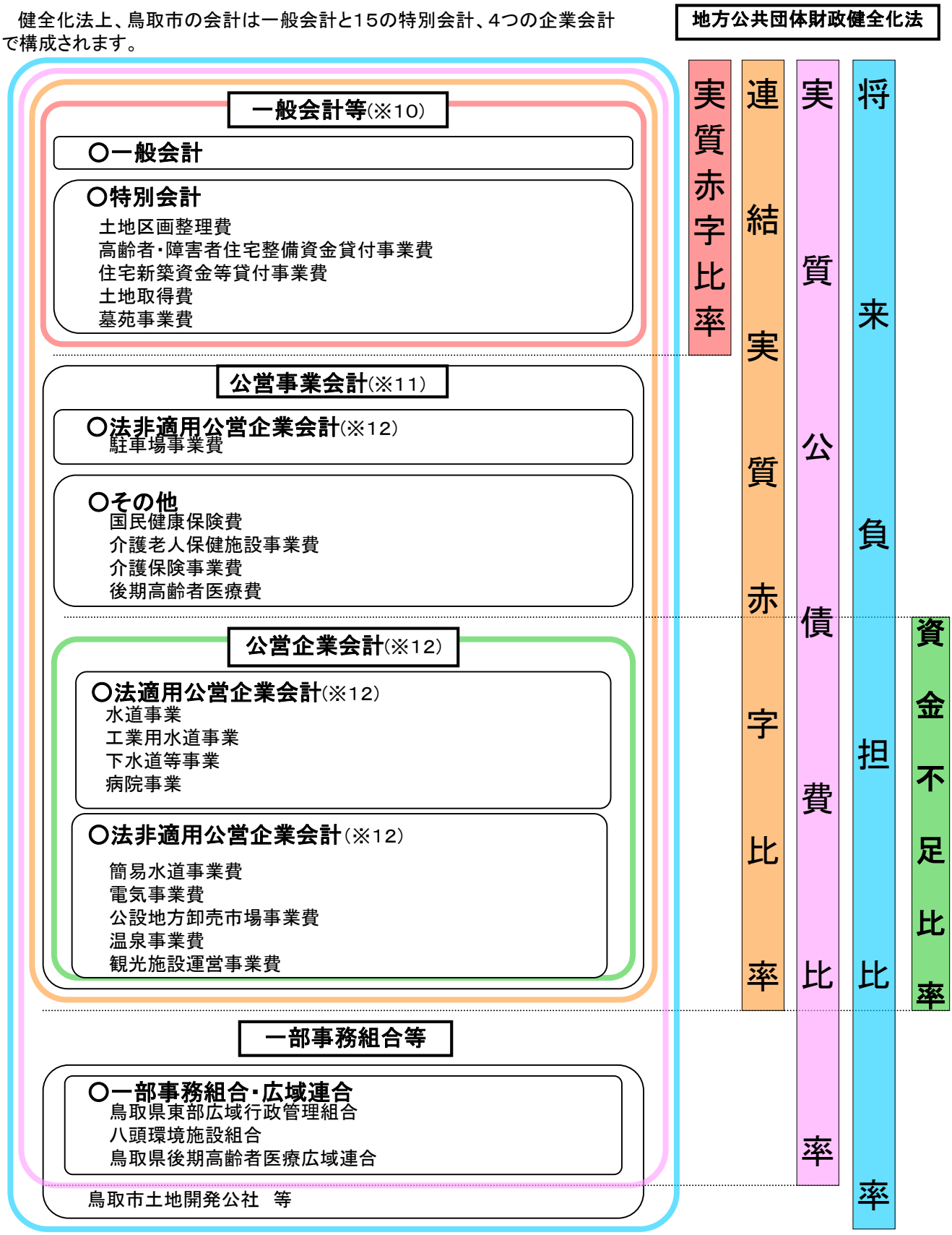

※用語については、【用語説明】を参照してください。

３. 健全化判断比率等の算定結果

①実質赤字比率

鳥取市　：　－ %（△2.49%）
早期健全化基準　：　11.25%
財政再生基準　：　20.00%

（趣旨）　一般会計等を対象とした実質赤字（※１３）の標準財政規模(※１４)に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad (\text{鳥取市})\ \frac{\triangle 1,261,414\ \text{千円}}{50,520,040\ \text{千円}}$$

・ 一般会計等の実質赤字額 :一般会計と一部の特別会計における実質赤字の合計額
※赤字額は正の値、黒字額は値の前に負(△マイナス)の表示をするため、本市においては黒字となります。

②連結実質赤字比率

鳥取市　：　－ %（△18.92%）
早期健全化基準　：　16.25%
財政再生基準　：　30.00%

（趣旨）　全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad (\text{鳥取市})\ \frac{\triangle 9,562,506\ \text{千円}}{50,520,040\ \text{千円}}$$

・ 連結実質赤字額 :①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該額
① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余金の合計額
※赤字額は正の値、黒字額は値の前に負(△マイナス)の表示をするため、本市においては黒字となります。

③実質公債費比率

鳥取市	:	**11.4%**
早期健全化基準	:	**25.0%**
財政再生基準	:	**35.0%**

（趣旨）　一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\{\text{地方債の元利償還金（繰上償還及び特定財源を除く）＋準元利償還金}\} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

28 年度単年（鳥取市）

$$\frac{\text{4,668,013 千円（13,971,295 千円－9,303,277 千円）}}{\text{41,216,763 千円（50,520,040 千円－9,303,277 千円）}}$$

	実質公債比率（単年度）	実質公債比率（３か年度平均）
平成 26 年度	11.31136%	11.4
平成 27 年度	11.64405%	
平成 28 年度	11.32553%	

・　準元利償還金 ： ①から⑤までの合計額

① 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年あたりの元金償還金相当額（鳥取市は該当なし）
② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
③ 組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる負担金等
④ 債務負担行為(※15)に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
⑤ 一時借入金の利子

④将来負担比率

鳥取市	:	**72.1%**
早期健全化基準	:	**350.0%**
財政再生基準	:	**－%　（適用しない）**

（趣旨）　一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{（鳥取市）} \quad \frac{29,748,926\text{千円}\ (165,921,293\text{千円} - 136,172,367\text{千円})}{41,216,763\text{千円}\ (50,520,040\text{千円} - 9,303,277\text{千円})}$$

・　将来負担額 ： ①から⑩までの合計額

① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
② 債務負担行為に基づく支出予定額
③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
⑦ 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
⑧ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
⑨ 連結実質赤字額
⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・ 充当可能基金額 ： ①から⑩までの償還額等に充てることができる基金

⑤資金不足比率

鳥取市　　：　別表のとおり（資金不足額が発生していない場合は－で表示）
経営健全化基準　：　20.0%(通常は正の値で表示)

（趣旨）　各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率

$$資金不足比率 = \frac{資金の不足額（※１６）}{事業の規模}$$

- 資金の不足額 ： 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- 事業の規模　:料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額から受託工事収益に相当する額を控除した額

特別会計の名称	資金不足比率（%）	資金不足額（千円）	事業規模（千円）
鳥取市水道事業会計	－（△58.9）	△1,626,711	2,762,143
鳥取市工業用水道事業会計	－（△398.3）	△7,516	1,887
鳥取市下水道等事業会計	－（△44.4）	△1,755,205	3,953,194
鳥取市病院事業会計	－（△48.0）	△3,419,435	7,129,551
鳥取市簡易水道事業費特別会計	－（△44.2）	△151,709	343,014
鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計	－（△9.2）	△3,340	36,112
鳥取市温泉事業費特別会計	－（△7.3）	△4,193	57,376
鳥取市観光施設運営事業費特別会計	－（0.0）	0	109,049
鳥取市電気事業費特別会計	－（△0.4）	△100	24,738

※資金不足額は正の値、剰余額は値の前に負（△マイナス）の表示をするため、本市においては資金不足額が発生していないこととなります。

【参考】 健全化判断比率及び資金不足比率の推移

①実質赤字比率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ー （△2.39%）	ー （△3.84%）	ー （△3.08%）	ー （△3.81%）	ー （△3.17%）	ー （△3.44%）	ー （△2.49%）

※赤字額は正の値、黒字額は値の前に負（△マイナス）の表示をしています。

早期健全化基準　：　11.25%

財政再生基準　　：　20.00%

②連結実質赤字比率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ー （△12.15%）	ー （△16.56%）	ー （△15.12%）	ー （△17.53%）	ー （△17.55%）	ー （△18.57%）	ー （△18.92%）

※赤字額は正の値、黒字額は値の前に負（△マイナス）の表示をしています。

早期健全化基準　：　16.25%

財政再生基準　　：　30.00%　（平成23年度～）、35.00%　（平成22年度）、40.00%　（平成19年度～平成21年度）

③実質公債費比率（3か年度平均）

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
16.7%	16.0%	15.0%	14.3%	12.9%	12.1%	11.4%

早期健全化基準　：　25.0%

財政再生基準　　：　35.0%

④将来負担比率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
125.9%	117.2%	101.4%	99.7%	87.3%	78.4%	72.1%

早期健全化基準　：　350.0%

財政再生基準　　：　ー%　（適用しない）

⑤資金不足比率

特別会計の名称	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
鳥取市水道事業会計	ー （△73.1%）	ー （△66.0%）	ー （△58.1%）	ー （△61.0%）	ー （△62.8%）	ー （△65.9%）	ー （△58.9%）
鳥取市工業用水道事業会計	ー （△135.2%）	ー （△93.8%）	ー （△91.3%）	ー （△162.9%）	ー （△561.7%）	ー （△500.5%）	ー （△398.3%）
鳥取市下水道等事業会計			ー （△13.8%）	ー （△20.9%）	ー （△27.8%）	ー （△41.3%）	ー （△44.4%）
鳥取市病院事業会計	ー （△36.6%）	ー （△41.0%）	ー （△45.1%）	ー （△48.5%）	ー （△48.8%）	ー （△48.9%）	ー （△48.0%）
鳥取市下水道事業費特別会計	ー （△1.2%）	ー （△25.1%）					
鳥取市簡易水道事業費特別会計	ー （△11.2%）	ー （△2.1%）	ー （△4.4%）	ー （△2.4%）	ー （△1.3%）	ー （△2.2%）	ー （△44.2%）
鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計	ー （△38.5%）	ー （△13.4%）	ー （0%）	ー （△14.2%）	ー （△5.6%）	ー （△4.5%）	ー （△9.2%）
鳥取市集落排水事業費特別会計	ー （△3.5%）	ー （△35.0%）					
鳥取市温泉事業費特別会計	ー （△1.2%）	ー （△2.3%）	ー （△1.7%）	ー （△7.3%）	ー （△1.3%）	ー （△17.1%）	ー （△7.3%）
鳥取市観光施設運営事業費特別会計	ー （0%）	ー （0%）	ー （0%）	ー （0%）	ー （0%）	ー （0%）	ー （0%）
鳥取市電気事業費特別会計				ー （0%）	ー （△2.1%）	ー （△2.0%）	ー （△0.4%）

※資金不足額は正の値、剰余額は値の前に負（△マイナス）の表示をしています。

経営健全化基準 ： 20.0%

【用語説明】

健全化判断比率（※1）

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

実質赤字比率（※2）

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

連結実質赤字比率（※3）

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

実質公債費比率（※4）

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(注 1)に対する比率です。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。

(注 1）標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。)。

将来負担比率（※5）

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(注 1)に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

資金不足比率（※6）

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

早期健全化基準（※7）

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

財政再生基準（※8）

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

経営健全化基準（※9）

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

一般会計等（※10）

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。これは、地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲ですが、地方財政統計で行っているいわゆる「想定企業会計」など、一の会計を区分することはしません。

公営事業会計（※11）

地方公共団体が行う公営企業会計、収益事業会計、公益質屋事業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計等を総称していいます。

公営企業（法適用企業・法非適用企業）（※12）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。地方公共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第６条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義しています。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの７事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）があります。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）があります。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計といいます。

法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われます。

実質赤字額（※13）

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額をいいます。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいます。

標準財政規模（※14）

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。

なお、地方財政法施行令附則第 10 条第 2 項の規定により、平成 28 年度までの特例として、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第５条の特例として発行される地方債）の発行可能額についても含まれています。

債務負担行為（※15）

債務負担行為とは、地方公共団体が建設工事を施工したり、土地を購入する場合、数年度にわたる債務を負担する契約を結ぶ等の将来の財政支出を約束する行為で、議会の議決を得て予算として定めます。

資金の不足額（※16）

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。